

催事・イベント公演契約書

主催者 _____ (代理人 _____) (以下、甲と称する)

と、

演奏家 _____ (又はグループ名 _____ と 人) (代理人 _____)

(以下、乙と称する)は、下記の各事項について次のとおり契約を締結する。

記

第1条 タイトル _____

第2条 出演期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

第3条 乙は以下の公演日およびリハーサルに出演する。

年	月	日	曜日	回数	拘束時間

(注) 公演日が増えるときは別記とする。

* リハーサルは以下のとおりとする。

第 回 _____ 年 月 日 ¥ _____ (源泉税込み)

第 回 _____ 年 月 日 ¥ _____ (源泉税込み)

第 回 _____ 年 月 日 ¥ _____ (源泉税込み)

第4条 甲は乙に対し本契約履行の対価として、下記の報酬を支払うものとする。

1. 出演料 ¥ _____ (源泉税込み)

2. リハーサル料(総額) ¥ _____ (源泉税込み)

3. 楽器運搬及び楽器賃貸料 ¥ _____ (源泉税込み)

4. 日当(日分) ¥ _____ (源泉税込み)

5. 消費税(%) _____

6. 合計支払額 _____

第5条 甲は、乙の指定する振込先に支払うものとする。

・振込先 _____ 銀行 _____ 支店 普通 ・ 当座

口座番号 _____ 口座名義 _____

但し (イ) 旅費は甲が負担する。

(ロ) 宿泊費は甲が負担する。

(八) その他 _____ が負担する。

特記事項

- 第6条 本契約の全部または一部が、乙の重大な過失により履行されないときは、乙は当該公演およびリハーサルの報酬に相当する金額の範囲内で甲に支払うものとする。
また、甲による乙へのキャンセルの規定は別掲のとおりとする。
- 第7条 本契約の履行が不可抗力(天災、交通事故、ストライキ)や、乙または乙のメンバー等の疾病(但し、医師の診断書が必要)その他の事情によりやむを得ず実行不可能となった場合は、甲、乙協議のうえ契約を変更、又は中止とすることができる。
この場合は双方共、その相手方に対し賠償の責任を持たないものとする。
- 第8条 出演に関するラジオ、テレビ放映、録音、録画等の著作隣接権は著作権法に従い出演者に帰属する。なお、演奏中の録音、録画についても乙ならびに出演者の同意を要する。また、録音、録画・出版に関する規程は別掲のとおりとする。
- 第9条 本契約書に記載の事項以外で問題が生じた場合、甲、乙協議の上誠意をもって解決に当たるものとする。
- 第10条 甲が、乙に対する該当金の支払いができなかった時は、甲は月1%の延滞利息を乙に支払うものとする。
- 第11条 上記契約の証として甲、乙両者記名捺印の上、各一通を保存するものとする。

年 月 日

甲

乙 代表者名

住所

Tel: _____ Fax: _____

演奏者名

演奏者名

演奏者名

演奏者名

(代理人)

(代理人)